

# 苫小牧市水道事業指定給水装置工事事業者規程

令和2年12月28日  
水道事業管理規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）、苫小牧市水道事業給水条例（昭和35年条例第23号。以下「条例」という。）及び苫小牧市水道事業給水条例施行規則（昭和36年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、指定給水装置工事事業者について必要な事項を定めるものとする。

(指定事業者証の交付等)

第2条 市長は、法第16条の2第1項の指定（以下「指定給水装置工事事業者の指定」という。）をしたとき又は法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新（以下「指定給水装置工事事業者の指定の更新」という。）をしたときは、指定給水装置工事事業者に苫小牧市指定給水装置工事事業者証（以下「指定事業者証」という。）を交付する。

- 2 指定給水装置工事事業者は、指定給水装置工事事業者の指定の更新の決定がなされたときは、市長に従前の指定事業者証を返納するものとする。
- 3 指定給水装置工事事業者は、指定給水装置工事事業者の指定の更新の決定を受けずに指定事業者証の有効期限を経過したときは、市長に指定事業者証を返納するものとする。
- 4 指定給水装置工事事業者は、法第25条の7の規定により事業の廃止を届け出たとき又は法第25条の11第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定の取消し（以下「指定給水装置工事事業者の指定の取消し」という。）を受けたときは、指定事業者証を市長に返納しなければならない。
- 5 指定給水装置工事事業者は、法第25条の7の規定により事業の休止を届け出たとき又は次条による指定給水装置工事事業者の指定の停止を受けたときは、指定事業者証を市長に提出しなければならない。
- 6 市長は、指定給水装置工事事業者が法第25条の7の規定による事業の再開を届け出たとき又は次条の規定による指定の停止の期間が経過したときは、前項の規定により提出された指定事業者証を返還するものとする。
- 7 指定給水装置工事事業者は、指定事業者証を汚損し、毀損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。
- 8 指定事業者証を汚損し、又は毀損した指定給水装置工事事業者が指定事業者証の再交付を受けようとするときは、届出の際に、当該指定事業者証を市長に返納しなければならない。
- 9 指定給水装置工事事業者は、指定事業者証の再交付を受けた後、紛失した指定事業者証を発見したときは、直ちにこれを市長に返納しなければならない。

(指定の停止)

第3条 法第25条の11第1項各号のいずれかに該当する場合において、指定給水装置工事事業者にしん酌すべき特段の事情があるときは、市長は、指定給水装置工事事業者の指定の取消しに代えて、6月を超えない期間を定め、指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止することができる。

2 前項の規定による指定給水装置工事事業者の指定の効力の停止（以下「指定給水装置工事事業者の指定の停止」という。）に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指定給水装置工事事業者の指定等の公告)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度これを告示するものとする。

- (1) 指定給水装置工事事業者の指定をしたとき。
- (2) 指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたとき。
- (3) 法第25条の7の規定による指定給水装置工事事業者の変更等の届出があったとき。
- (4) 指定給水装置工事事業者の指定の取消しをしたとき。
- (5) 指定給水装置工事事業者の指定の停止をしたとき。

(完成検査)

第5条 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事の完成後、7日以内に条例第7条第3項の検査（以下「完成検査」という。）を受けなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、完成検査に合格しないときは、市長の指定した期日までにこれを補正し、改めて完成検査を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者は、完成検査を受けようとするときは、前日の15時までにその旨を市長に申し込まなければならない。

4 指定給水装置工事事業者は、完成検査後14日以内に規則第9条第2項の当該給水装置工事の完成状況を表示する図面を市長に提出しなければならない。

(分岐工事の立会い)

第6条 指定給水装置工事事業者は、配水管若しくは公道内給水管から給水管を分岐する工事又は当該分岐部を撤去する工事をする場合において、他の給水装置が断水になるときは、市職員の立会いを受けなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、前項の立会いを受けようとするときは、3日前までにその旨を市長に申し込まなければならない。

(指定給水装置工事事業審査委員会)

第7条 市長は、次に掲げる事項に関し、公正の確保と透明性の向上を図るため、苫小牧市水道事業指定給水装置工事事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 指定給水装置工事事業者の指定の取消し
- (2) 指定給水装置工事事業者の指定の停止

2 前項に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

(研修会等)

第8条 市長は、給水装置工事の施工に関する知識及び技術の向上を図るため、指定給水装置工事事業者、給水装置工事主任技術者その他の給水装置工事に従事する者を対象とする研修会を実施し、又は他の団体の実施する研修会等を推薦することができる。

(指定給水装置工事事業者組合)

第9条 指定給水装置工事事業者が組合を結成し、市長に届け出たときは、当該組合を組合員たる指定給水装置工事事業者の連絡機関として指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 名称、住所又は代表者の氏名に変更があったとき。
- (2) 規約又は定款に変更があったとき。
- (3) 組合員に異動があったとき。
- (4) 組合を解散し、又は合併したとき。

3 前2項の規定による届出に関し必要な書類は、市長が別に定める。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。